

# 平成28年度事業計画

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

## 事業内容

適正な狩猟を永続させるため、狩猟知識の普及、狩猟道徳の向上により狩猟事故の撲滅を図るとともに、鳥獣資源の保護増殖、及び有害鳥獣捕獲を実施することで地域社会の環境保全に寄与・貢献するため次の事業を実施する。

### 1.公益実施事業

#### ◎継続1 狩猟事故防止指導事業

- ① 狩猟事故撲滅に向けて県の委託を受け、狩猟グループの代表者を対象とする「狩猟事故防止研修会」を開催する。
- ② 地区猟友会ごとに、狩猟事故防止・違反防止のための『全員研修会』として、狩猟期前射撃研修会及び残弾処理射撃研修会を実施する。
- ③ 狩猟期間中の事故・違反防止のため、狩猟事故防止指導員及び大日本猟友会から委嘱されている安全狩猟指導員により、入猟者の指導をおこなう。
- ④ 各支部毎に狩猟安全パトロールを行うとともに、パンフレットの作成・配布などで狩猟事故防止・マナー向上を呼びかける。
- ⑤ 県の委託を受けて、鳥獣保護区、休猟区等で制札及びビニール標識等の設置・撤去事業をおこなう。

#### ◎継続2 鳥獣保護増殖事業

- ① キジ及びヤマドリを、県日本キジ・ヤマドリ養殖組合から購入し、ヤマドリは猟期前の10、11月に、キジは猟期後、可猟地に放鳥する。
- ② キジ・ヤマドリの放鳥効果を高めるため、増殖に有害なキツネ及びテン等を猟期に捕獲するよう奨励する。
- ③ キジ・ヤマドリには県放鳥分を含め足環を付し、この足環を回収した狩猟者に対して記念品を贈り、生息状況等の調査実績を高める。

#### ◎継続3 初心者予備講習事業

県の委託を受け、狩猟者試験受験者の資質向上を図るため、予備講習会を実施する。

#### ◎継続4 災害対策事業(アマチュア無線開設者による緊急対策協力事業)

災害等の緊急時に電話(携帯電話をむ)が不通となったとき、又はアマチュア無線が効果的である時など、猟友会員の無線を活用しての協力方法について引き続き検討をおこなう。

#### ◎継続5 クレー射撃場運営事業

① 県からの指定管理者として指定を継続し、銃器の正しい取り扱い技術の習得及び射撃技術の向上を図るため、銃所持許可更新時の技術講習及び狩猟者の実技研修、猟銃等を所持しようとする初心者講習などを中心に運営を行う。

なお、地域住民の意見・要望に配慮し、施設への理解が得られるよう努める。

② 県クレー射撃場内に早期に『騒音に配慮したライフル射撃場』の設置できるよう、県と協議を進めていく。

### 1.その他事業

#### ◎1 狩猟登録申請等及び証紙売り捌き事業

- ・1 狩猟免許更講習及び更新取りまとめ事業

県の委託を受け、28年度の狩猟免許更新予定会員に対する、免許更新申請書の取りまとめと、免許更新講習会を実施する。

- ・2 県証紙売り捌き事業

県条例による「県証紙売り捌き所」の指定を継続し、狩猟免許、狩猟者登録等に必要な県証紙の売り捌きをおこなう。

- ・3 狩猟者登録申請取りまとめ事業

県の委託を受け、会員の県外登録事務及び県外からの登録申請の取りまとめをおこなう。

#### ◎2 指定鳥獣捕獲等事業等

県の委託を受け、認定鳥獣捕獲等事業者(28年3月18日群馬県知事認定第2号)として、28年度においては、赤城、神津、尾瀬地区におけるニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲事業に取り組む。

### ◎3 大型罝いわな捕獲等事業

県の委託を受け、この事業に取り組む。

### ◎4 その他事業

#### ・1 会報発行事業

本会事業への理解を深めるとともに、狩猟及び環境保全に関する知識を高め狩猟道德の向上を図るため、会報（猟友ぐんま及び猟友だより）を発行し、会員、県・市町村、県警本部・各警察署等に配布する。

#### ・2 射撃部事業

会員相互の親睦とともに、銃器の取り扱いの習熟を図ることによって狩猟事故・違反を防止し地域社会への貢献につなげるため、「安全狩猟射撃大会」を次のとおり開催する。

##### ア 安全狩猟フィールド射撃大会

28年5月22日、県クレ射撃場で開催。

##### イ 安全狩猟地区対抗射撃大会

28年6月12日、県クレ射撃場で開催。

##### ウ 安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会

28年7月17日、長瀬総合射撃場で開催。

##### エ 安全狩猟クレ射撃選手権大会

28年9月11日、県クレ射撃場で開催。

##### オ 一都八県ライフル・スラッグ射撃大会

28年9月3日、埼玉県長瀬射撃場で開催。

##### カ 第10回安全狩猟関東山静ブロック大会

28年9月17日、栃木県那須国際射撃場で開催。

#### ・3 射撃部事業

29年3月12日、藤岡市及び高崎市新町地先の神流川河川敷において、猟犬の普及改良及び会員相互の親睦を図るため競技会を開催する。

#### ・4 狩猟免許等所持証明発行事業

狩猟登録申請書に添付する狩猟免許及び被保険者証の所持証明を行う。

#### ・5 わな猟免許取得者に対する技術講習事業

県の委託を受けて、わな猟免許取得者に対する安全かつ効果的なわなによる捕獲技術講習会を開催する。